

# 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業 MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス護国寺店運営規程

## (規程の趣旨)

第1条 本規程は、株式会社メディプロが開設するMEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス護国寺店(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定第一号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために、事業所に置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 事業所が行う指定通所介護等は、要介護又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「利用者」という。)が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 事業所の通所介護従事者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関連法令及び利用者との契約に基づき、利用者の要介護状態等の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防のため適切なサービスの提供に努める。

- 2 指定通所介護等の実施にあたっては、文京区、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努める。

## (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 護国寺店
- (2) 所在地 東京都文京区大塚2-17-12 美津野商事本社ビル4階

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(相談員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所介護従事者 生活相談員 サービス提供時間に応じて1名以上  
介護職員 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
看護職員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画又は介護予防通所介護計画書(以下「通所介護計画等」という。)の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導助言を行う。

看護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、疾病、保健衛生等看護に関するものを行うものとする。

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

## (サービス提供時間帯及び利用定員)

第7条 事業所のサービス提供時間帯及び利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1単位目 サービス提供時間帯 午前 9時から午後0時15分 定員19人
- 2単位目 サービス提供時間帯 午後 2時から午後5時15分 定員19人

## (指定通所介護等の提供方法、内容)

第8条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に基づいて作成された、通所介護計画等に基づいてサービスを行うものとする。

- 1 身体介護に関すること  
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。  
例)排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (3) アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。  
例)レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- (4) 送迎に関すること  
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
- (5) 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第9条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者又は、地域包括支援センター等(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

第10条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書で同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第11条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項又は同法第115条45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載し保存する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第12条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 1回の利用につき、お茶菓子代として100円を徴収する。
- 3 第13条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、費用の実費を徴収する。
- 3 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、東京都文京区とする。

(契約書の作成)

第14条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 指定通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、通所介護従事者立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第19条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、地域密着型通所介護については、その完結の日から2年間、第一号通所事業については、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第20条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに文京区、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(身体的拘束の禁止)

第22条 事業者は、指定通所介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年6回以上
- 2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、指定通所介護等を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社メディプロと **MEDICAL PRO SPORTS** 介護デイサービスの管理者との協議に基づき定めるものとする。

(運営推進会議)

第24条 事業所は1年に2回運営推進会議を行うものとする。

- (1) 会議のメンバーは利用者、利用者家族、文京区、地域包括支援センター職員、地域住民代表(町会長)、地域密着型通所介護について知見を有する者で構成する。
- (2) 事業者は、運営状況について報告し、評価を受ける。  
地域との連携や地域交流、その他の運営上の取り組みに対して助言、要望など意見交換を行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和 3年 4月 1日制定

令和 6年 4月 1日改定